

2025年度

法学政治学研究科履修要項

成蹊大学大学院 法学政治学研究科

目次

成蹊大学法学政治学研究科のポリシー	3
博士前期課程の指導計画について	7
博士後期課程の指導計画について	10
博士論文インターネット公表について	13
政治学専攻単位互換制度に関する協定	22
教員組織	24
開講科目一覧表	25

参考 URL

学則等関係規則集：

<http://www.seikei.ac.jp/university/kikaku/webkisokushu/main.html>

｜成蹊大学大学院学則：<https://www.seikei.ac.jp/university/pdf/112010.pdf>

｜法学政治学研究科規則：<https://www.seikei.ac.jp/university/pdf/112040.pdf>

｜成蹊大学学位規則：<https://www.seikei.ac.jp/university/pdf/316010.pdf>

シラバス：

<https://portal.seikei.ac.jp/campusweb/top.do>

学年暦・年度始め行事日程：

<https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/risyuyoukou.html>

成蹊大学大学院法学政治学研究科

■法学政治学研究科の理念・目的

本研究科は、グローバル化と情報化が進展する現代社会において、幅広い視野、正確な分析力、的確な判断力、高度な社会科学的思考力を備えるとともに、法学と政治学の専門的研究能力を備え、社会や学界に貢献する豊かな研究成果を生み出すとともに、社会問題の解決に貢献できる人材の育成を目的とする。

博士前期課程

法律学又は政治学の分野において、さまざまなかたちで社会に貢献する研究などの活動を行うための基礎的能力と専門的知識を備えた人材の育成を目的とする。

博士後期課程

法律学又は政治学の分野において、社会及び学界に貢献する優れた研究者の養成を目的とする。

■法学政治学研究科の教育目標（人材育成方針）

法学政治学研究科では、成蹊大学及び法学政治学研究科の「理念・目的」を踏まえ、人材育成目標を以下のように定める。

<研究科共通>

- 1 博士前期課程 法律学又は政治学の分野において、さまざまなかたちで社会に貢献する研究などの活動を行うための基礎的研究能力と専門的知識を備えた人材を養成する。
- 2 博士後期課程 法律学又は政治学の分野において、社会及び学界に貢献する優れた研究者を養成する。

<法律学専攻>

- 3 国際的に多様な価値観を理解しつつ法的課題を発見し、法による解決を探究する法的思考力を養成する。
- 4 社会の変化を見据えながら将来にわたって法解釈と法的研究を続ける個人の価値観の確立と表現力、発信力を養成する。

<政治学専攻>

- 3 グローバル化・情報化する社会に必要な広い視野や、的確な分析力と判断力、高度な社会科学的思考力を養成する。
- 4 社会や学界に貢献する豊かな研究成果を生み出すための学問的研究能力を養成する。

■法学政治学研究科の学位授与の方針（Diploma Policy ; DP）

法学政治学研究科では、「グローバル化と情報化が進展する現代社会において、幅広い視野、正確な分析力、的確な判断力、高度な社会科学的思考力を備えるとともに、法学と政治学の専門的研究能力を備え、社会や学界に貢献する豊かな研究成果を生み出すとともに、社会問題の解決に貢献できる人材の育成」を研究科の理念・目的として掲げている。

この理念・目的に即して、博士前期課程、博士後期課程において、以下の条件を満たし、本方針をふまえて作成された本研究科の教育課程において所定の単位を修得した大学院生に対して「修士（法学）」又は「修士（政治学）」、「博士（法学）」又は「博士（政治学）」の学位を授与する。

<法学政治学研究科>

<法律学専攻>

博士前期課程

【有用な研究課題の設定】

(D P 1) 専門学界における問題意識及び研究状況を俯瞰したうえで、学界及び社会にとって有用で適切な課題を設定する能力を身に付けている。

【研究能力及び基礎的発信力】

(D P 2) 先行研究の正確な理解を踏まえて、信頼性が高い研究を遂行し、学会において発表したり、論文を執筆したりする能力を身に付けている。

博士後期課程

【革新的な研究課題の設定】

(D P 1) 最新の研究水準を把握したうえで、社会において必要とされる新たな課題を発見し、学問分野に新たな知見をもたらさうる最先端の研究課題を設定できる高度な研究能力を身に付けている。

【創造的な研究能力及び国内外における発信力】

(D P 2) 新たな学問的課題に取り組む研究能力を身に付けるとともに、それを国内外の学会や専門雑誌などで発表し、関係研究者との議論に積極的に参画したり、共同研究に参加したりする能力を身に付けている。

<政治学専攻>

博士前期課程

【有用な研究課題の設定】

(D P 1) 最先端の研究成果を含めた専門学界の現状を俯瞰した上で、社会と専門学界において有用で適切な課題を設定する能力を身に付けている。

【研究能力及び基礎的発信力】

(D P 2) 先行研究の理解を踏まえて、信頼性が高い研究を遂行する能力及び適切な方法で発表する力を身に付けている。

博士後期課程

【革新的な研究課題の設定】

(D P 1) 既存の研究を批判的に検討し、新たな学問的課題を発見する能力を身に付けている。

【研究の遂行力と発信力】

(D P 2) 自らの革新的な研究を遂行し、国内外の学会や専門雑誌などで発表し、関係研究者との議論に積極的に参画したり、共同研究に参加したりする能力を身に付けている。

■法学政治学研究科の教育課程編成・実施の方針（Curriculum Policy ; C P）

法学政治学研究科は、本研究科の学位授与方針（D P）を踏まえ、次のような方針で教育課程を編成・実施する。

<法学政治学研究科>

<法律学専攻>

博士前期課程

（C P 1）社会と専門学会に有用で適切な課題を自己の専門分野で設定する能力（D P 1）を養成するために、各自の専攻分野に加えて隣接学問分野の授業を選択することができるように、多様な授業科目を設置する。

（C P 2）各自の専攻分野において先行研究の正確な理解を踏まえた信頼性が高い研究を遂行する能力（D P 2）を養成するために、基本研究と特殊研究の重層的な教育課程を編成する。教育課程とD Pの各項目との関係はカリキュラムマップ（付表）によって示す。

（C P 3）学会において発表したり、論文を執筆したりする能力（D P 2）を養成するために、研究指導計画に基づいた研究指導を提供する。

博士後期課程

（C P 1）社会における最先端の課題を自己の専門分野で設定する能力（D P 1）を養成するために、各自の専攻分野に加えて隣接学問分野の授業を選択することができるように、多様な授業科目を提供する。

（C P 2）各自の専攻分野において最先端の研究を遂行する能力（D P 2）を養成するために、基本演習と特殊演習の重層的な教育課程を編成する。教育課程とD Pの各項目との関係はカリキュラムマップ（付表）によって示す。教育課程とD Pの各項目との関係はカリキュラムマップ（付表）によって示す。

（C P 3）国内外の学会や専門雑誌などで発表し、関係研究者との議論に積極的に参画したり、共同研究に参加したりする能力（D P 2）を養成するために、研究指導計画に基づいた研究指導を提供する。

<政治学専攻>

博士前期課程

（C P 1）社会と学界に有用で適切な課題を自己の専門分野で設定する能力（D P 1）を養成するために、各自の専攻分野に加えて隣接学問分野の授業を選択することができるように、多様な授業科目を設置する。

（C P 2）各自の専攻分野において先行研究の正確な理解を踏まえた信頼性が高い研究を遂行する能力（D P 2）を養成するために、基本研究と特殊研究の重層的な教育課程を編成する。教育課程とD Pの各項目との関係はカリキュラムマップ（付表）によって示す。

（C P 3）論文やタームペーパーを執筆し発表する能力（D P 2）を養成するために、研究指導計画に基づいた研究指導を提供する。

（C P 4）学内外の研究者を招いて最先端の研究の発表の場として「政治学基本研究 III」を設け、学生の研究発表も可能にしている。

博士後期課程

（C P 1）最先端の研究課題を自己の専門分野で設定する能力（D P 1）を養成するために、各自の専攻分野に加えて隣接学問分野の授業を選択することができるように、多様な授業科目を提供する。

(C P 2) 各自の専攻分野において最先端の研究を遂行する能力 (D P 2) を養成するために、基本演習と特殊演習の重層的な教育課程を編成する。教育課程とD Pの各項目との関係はカリキュラムマップ (付表) によって示す。

(C P 3) 国内外の学会や専門雑誌などで発表し、関係研究者との議論に積極的に参画したり、共同研究に参加する能力 (D P 2) を養成するために、研究指導計画に基づいた研究指導を提供する。

● (付表) 法学政治学研究科 (法律学専攻) のカリキュラムマップ

	(D P 1)	(D P 2)
(博士前期課程) 基本研究	◎	◎
(博士前期課程) 特殊研究	◎	◎
(博士前期課程) 高度学際科目	○	○
(博士前期課程) 研究指導科目	◎	◎
(博士後期課程) 基本演習	◎	◎
(博士後期課程) 特殊演習	◎	◎
(博士後期課程) 研究指導科目	◎	◎

● (付表) 法学政治学研究科 (政治学専攻) のカリキュラムマップ

	(D P 1)	(D P 2)
(博士前期課程) 基本研究	◎	◎
(博士前期課程) 特殊研究	◎	◎
(博士前期課程) 高度学際科目	○	○
(博士前期課程) 研究指導科目	◎	◎
(博士後期課程) 基本演習	◎	◎
(博士後期課程) 特殊演習	◎	◎
(博士後期課程) 研究指導科目	◎	◎

本研究科で授与する学位

- 法律学専攻 修士（法学）
政治学専攻 修士（政治学）

修了の要件

本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所属する専攻の授業科目について20単位（研究指導科目8単位を含む）以上を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究（以下「特定課題研究」という。）の成果の審査及び最終試験に合格すること。

（成蹊大学大学院法学政治学研究科規則 第3条の2 他大学院等における履修及び単位，第11条 博士前期課程の修了要件，同 別表）

修士論文及び特定課題研究の成果に求められる要件（学位論文審査基準）

【修士論文】

修士論文は、専攻分野における研究能力を示す内容と水準を持つことが要求されます。特定課題研究の成果に課される要件に加えて、以下の点に留意したものでなければなりません。

- ① 論文には独自の分析・考察が加えられている
- ② 研究テーマに学問的意義・適切性がある
- ③ 先行研究のサーベイは十分に行われている
- ④ 研究手法がテーマに即して適切に選択・実施されている

【特定課題研究の成果】

特定課題研究の成果は、博士前期課程の修了者にふさわしい内容と水準を備え、以下の点に留意したものでなければなりません。

- ① 研究の目的と帰結
 - (a) 研究の目的は明確であるか
 - (b) 研究の目的に対応する適切な帰結が得られているか
 - (c) 今後の研究の方向や課題は示されているか
- ② 文章と構成
 - (a) 章立てを含めた文章の構成はきちんとしているか
 - (b) 論旨・主張は一貫しているか
 - (c) 読みやすいか（誤字脱字がないことや、不適切な表現がないことを含む。）
 - (d) 用語や表記は適切であるか（専門用語などの定義を含む。）
- ③ 図表やデータ（図表などを利用している場合に）
 - (a) 図表の利用が適切であるか（出所の明記、および文中に適切に言及されていることを含む。）
 - (b) データや調査結果の整理と解析は十分になされているか
- ④ 参考文献
 - (a) 参考文献リストが適切に作成されているか
 - (b) 文中、脚注を含めて、文献が適切に引用されているか

学位取得のプロセス（研究指導計画）

所属する専攻の授業科目について 20 単位以上（研究指導科目 4 単位以上を含む。）を修得した者でなければ、修士の学位論文および特定課題研究の成果を提出することができません。

（成蹊大学大学院法学政治学研究科規則 第 10 条の 2 学位論文等の提出）

1 年次

<前期>

4 月	オリエンテーションと履修登録
5 月	指導教員の指導の下、「研究計画書」を提出 指導教員の指導の下、関係科目の講義・演習を通じて基本的研究能力の向上に努める
7 月	指導教員の指導の下、1 年次前期のターム・ペーパーの課題内容決定
9 月	指導教員・副指導教員の指導の下、1 年次前期のターム・ペーパーの提出 指導教員・副指導教員によるターム・ペーパーに関する指導を受ける

<後期>

9 月	指導教員の指導の下、必要な場合は、「研究計画書」に修正を加える
1 月	指導教員の指導の下、1 年次後期のターム・ペーパーの課題内容決定
3 月	指導教員・副指導教員の指導の下、1 年次後期のターム・ペーパーの提出 指導教員・副指導教員によるターム・ペーパーに関する指導を受ける

2 年次

<前期>

4 月	オリエンテーション 指導教員の指導の下、必要な場合は、「研究計画書」に修正を加える
6 月	指導教員の指導の下、修士論文による修士号の取得を目指すか、特定課題研究による修士号の取得を目指すかを決定する
7 月	> 修士論文提出による修士号を目指す場合 修士論文等題目提出し、指導教員の指導をえた上で、演習において研究の経過と計画を発表する（中間発表） > 特定課題研究による修士号を目指す場合 指導教員の指導の下、2 年次前期のターム・ペーパーの課題内容決定
9 月	指導教員・副指導教員の指導の下、2 年次前期のターム・ペーパーの提出 指導教員・副指導教員によるターム・ペーパーに関する指導を受ける

<後期>

9 月	指導教員の下で、修士研究を進める 指導教員の下で、論理的構成、多角的データの提示、明確な考察、説得力のある表現に留意し、修士論文等の作成を進める
11 月	演習において研究成果を発表する（特定課題研究・中間発表）
1 月	修士論文等の提出※ 指導教員・副指導教員によるターム・ペーパーに関する指導を受ける
2 月	修士論文等の面接審査と最終試験

※提出日程の詳細は、9 月下旬にポータルサイトで周知します。

修士論文・特定課題研究の提出と学位審査

1. 提出書類

- 提出票 …… 1 通 (教務部指定フォーマット)
- 正本 …… 1 通 (紙媒体及び電子データ)
- 要旨 …… 1 通 (紙媒体及び電子データ)
- 参考資料 …… 1 通 (研究科が要求する場合、または本人が希望する場合)

2. 形式

正本は日本語または英語に限ります。

日本語の場合：A4版縦長（原則として横書き）、1行40字で1ページ30行を目安とすること。

英語の場合：A4版縦長、ダブル・スペース

修士論文・特定課題研究のいずれも製本のうえ、表紙に研究科名、専攻名、学籍番号、氏名、修士論文ないし特定課題研究の成果のタイトルを表記すること。

要旨は正本と同じ形式で、日本語の場合4,000字以内、英語の場合には2,000ワード以内で作成し、研究科名、専攻名、学籍番号、氏名、修士論文ないし特定課題研究の成果のタイトルを表記すること。

3. 論文の提出と学位審査の概要

1月中旬：修士論文・特定課題研究の成果を提出（提出先：教務部）

提出する学位論文または特定課題研究の成果は、指導教員から内容、水準、形式について指導を受け、指導教員の承認を得たものでなければならない。

1月下旬：研究科教授会による審査委員会設置

研究科教授会は、主査1名（原則として指導教員）及び副査2名以上の審査委員を選出する。副査は原則として本研究科所属の専任教員がこれにあたるが、審査に必要と認められた場合は他大学等の研究者を選定することがある。

2月初旬：修士論文・特定課題研究の成果の審査と最終試験

審査委員会は、提出された修士論文ないし特定課題研究の成果を中心として、これに関連ある授業科目や研究手法について口述試験により審査を行う。

審査終了後、審査委員会は審査の要旨と最終試験の結果、及び学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科教授会に文書で報告する。

2月中旬：研究科教授会による修士の学位授与の判定

研究科教授会は、審査委員会からの審査結果報告書に基づき、可否を判定する。

成蹊大学大学院法学政治学研究科 博士後期課程

本研究科で授与する学位

法律学専攻 博士（法学）
政治学専攻 博士（政治学）

修了の要件

本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所属する専攻の授業科目について20単位（研究指導科目12単位を含む）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

（成蹊大学大学院法学政治学研究科規則 第3条の2 他大学院等における履修及び単位，
第12条 博士後期課程の修了要件，同 別表）

博士学位論文に求められる要件（学位論文審査基準）

博士学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、本研究科の博士論文として相応の質・量、内容・水準を備え、以下の点に留意したものでなければならない。

- ① 論文の独創性
- ② 研究テーマの学問的意義・適切性
- ③ 論文の体系性
- ④ 先行研究の調査
- ⑤ 理論的分析・実証的分析
- ⑥ 論旨・主張の統合性と一貫性
- ⑦ 形式的要件

学位取得のプロセス（研究指導計画）

所属する専攻の授業科目について8単位以上（研究指導科目4単位以上を含む。）を修得した者でなければ、博士の学位論文を提出することができません。

（成蹊大学大学院法学政治学研究科規則 第10条の3 学位論文等の提出）

1年次

<前期>

4月	オリエンテーション、指導教員・副指導教員の決定
5月	指導教員の指導の下、「研究計画書」を提出

<後期>

11月	研究発表、研究成果について指導教員に報告
-----	----------------------

2年次

<前期>

4月	指導教員および副指導教員の担当する演習において、研究・論文指導
----	---------------------------------

<後期>

11月	研究発表、研究成果について指導教員に報告
-----	----------------------

3年次以後

<前期>

4月 ～ 9月	指導教員および副指導教員の担当する演習において、研究・論文指導、指導教員の指導のもとで、博士論文の作成を進める 7月または9月 公開の研究会において博士論文概要を報告（中間発表）
---------------	--

<後期>

1月	博士論文提出※
2月	博士論文審査と最終試験

※提出日程の詳細は、9月下旬にポータルサイトで周知します。

博士論文の提出と学位審査

1. 提出書類

正本 …………… 1部（紙媒体及び電子データ）

要旨 …………… 1部（紙媒体及び電子データ）

参考資料 …… 1部

（自著・共著に限り、研究科が要求する場合、または本人が希望する場合）

※その他、学位申請書、参考論文、論文目録、履歴書、インターネット公表確認書、戸籍の「全部事項証明書」又は戸籍の「個人事項証明書」、最終学校の卒業証明書・修了証明書・単位修得証明書等。詳細については、事前に教務部で確認のこと。

2. 形式

正本は日本語または英語に限ります。

日本語の場合：A4版縦長（原則として横書き）、1行40字で1ページ30行を目安とすること。

英語の場合：A4版縦長、ダブル・スペース

1.博士論文（正本）は製本のうえ、表紙に研究科名、専攻名、学籍番号、氏名、博士論文のタイトルを表記すること。

2.要旨は正本と同じ形式で、日本語の場合4,000字以内、英語の場合には2,000ワード以内。研究科名、専攻名、学籍番号、氏名、博士論文のタイトルを表記すること。

3.博士論文・要旨のPDFデータをあわせて提出すること。（詳細は、後掲の「博士学位論文のインターネット公表について」の項を参照してください。）

3. 論文の提出と学位審査の概要

1月中旬：博士学位論文を提出（提出先：教務部）

博士学位論文を提出するためには、指導教員から内容、水準、形式について指導を受け、指導教員の承認を得たものでなければならない。

1月下旬：研究科教授会による審査委員会設置

研究科教授会は、主査1名（原則として指導教員）及び副査2名以上の審査委員を選出する。副査は原則として本研究科所属の専任教員がこれにあたるが、審査に必要と認められた場合は他大学等の研究者を選定することがある。

2月初旬：博士学位論文の審査と最終試験

審査委員は、口述試問により最終試験を行い、以下の基準により評価する。

- ┌ ①研究の内容について十分に理解し、論点を明瞭に説明できるか
- ├ ②研究の将来的な展望について述べられるか
- ├ ③当該研究分野に関する最先端の知識を有しているか
- └ ④関連する研究分野に関して知識を有しているか

審査終了後、審査委員会は審査の要旨と最終試験の結果、及び学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科教授会に文書で報告する。

2月中旬：研究科教授会による博士の学位授与の判定

研究科教授会は、審査委員会からの審査結果報告書に基づき、合否を判定する。

3月初旬：学長は、研究科教授会からの報告により、大学評議会の審議を経て、課程修了の可否を決定する。

博士学位論文のインターネット公表

成蹊大学学位規則第13条第2項及び第5項の規定に基づき、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、原則として、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて当該学位論文を公表しなければならない。手続きおよびその詳細は、後掲の「博士学位論文のインターネット公表について」を参照すること。

博士の学位を申請する方へ

博士学位論文のインターネット公表について

1 インターネットによる公表の義務化について

博士の学位を授与された方は、学位規則（文部科学省令）の定めにより、その論文の成果を広く一般に公表する義務があり、これまで、印刷製本された学位論文を国立国会図書館や本学図書館で保管し、閲覧に供していましたが、学位規則（文部科学省令）の一部改正に伴い、2013年4月1日以後に新たに博士の学位を取得される方は、学位取得後1年以内に博士論文（全文）をインターネットの利用により公表することが義務付けられました。

(1) 学位規則（文部科学省令）改正の概要

① 博士の学位を授与された者の義務

教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は「当該博士の学位の授与に係る論文」を、当該博士の学位を授与した大学の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする。【学位取得後1年以内】

② 博士の学位を授与した大学の義務

博士の学位を授与した大学は、「当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」をインターネットの利用により公表するものとする。

【学位授与後3カ月以内】

(参考) 文部科学省ホームページ「学位規則の一部を改正する省令の施行について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

(2) 本学の対応

本学では、学位規則（文部科学省令）の改正により、学位授与大学の機関リポジトリにより公表することが原則とされている点を踏まえ、成蹊大学学位規則を一部改正し、本学において学位を取得する場合は、その学位論文の公表を「成蹊大学学術情報リポジトリ」を通じて行うことを原則としました。また、本学において学位授与後3カ月以内に行うことが義務付けられている学位論文の要旨と審査の結果の要旨の公表も、本学の学術情報リポジトリにより公表することといたしました。

◎ 成蹊大学学位規則

(博士論文等の公表)

第13条 本学大学院研究科は、博士の学位を授与した日から3月以内に、当該学位論文の要旨及び審査の要旨を成蹊大学学術情報リポジトリを通じて公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表した

ときは、この限りでない。

- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、本学大学院研究科の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学大学院研究科は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 4 第2項の規定により公表する場合には、当該学位論文に成蹊大学審査学位論文である旨を、前項の規定により公表する場合には、当該学位論文の要旨に成蹊大学審査学位論文の要旨である旨を明記しなければならない。
- 5 博士の学位を授与された者が行う第2項及び第3項の規定による公表は、原則として、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて行うものとする。

◎ 成蹊大学学術情報リポジトリについて

成蹊大学学術情報リポジトリは、本学の学術研究・教育成果（博士論文を含む。）を収集・保存し、インターネットを通じて広く公開するシステムです。

本学学術情報リポジトリに登録された研究成果は、本学学術情報リポジトリから直接検索することはもちろん、国立情報学研究所（NII）の学術機関リポジトリポータルサイト（JAIRO）等の検索サービスからも無料で検索ができるようになり、より多くの研究者の目に触れることとなります。また、メタデータを作成することにより、きめ細かい検索が可能となるため、ヒット率が格段に上がります。

また、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて学位論文を公表するに当たっては、インターネットによる公表の義務化に伴い、論文提出時点で著作権のうち複製権・公衆送信権について同意したものとして扱われますが、リポジトリへの登録により、著作権が成蹊大学図書館に移動することはありません。

なお、データの公表に当たっては、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育又は学習を目的としている場合に限定されることを明示します。

（成蹊大学図書館： 成蹊大学学術情報リポジトリ） <http://repository.seikei.ac.jp/dspace/>

（3）インターネット上での公開

学位が授与された博士学位論文は、学位授与後1年以内に、次のサービスを経由してインターネット上に公開されます。

- ① 成蹊大学図書館： 成蹊大学学術情報リポジトリ
- ② 国立国会図書館： 国立国会図書館デジタル化資料

なお、上記の公開に当たり、国立情報学研究所が提供する「学術機関リポジトリポータルサイト（JAIRO）」にもリンクされます。

2 著作権等の「許諾」について

(1) 著作権とは、著作物（文芸、学術、美術、音楽など文化的な創造物であって、人間の思想、感情を創作的に表現したもの）を排他的に支配し得る権利のことで、特許権や実用新案権、意匠権、商標権といった「産業財産権（工業所有権）」と並んで、知的財産権（知的所有権）の一種です。また、著作権は、出版・放送などの著作物利用の態様に応じて著作者に与えられる権利の総体をいい、この権利から派生的に生ずる権利として、著作権法等では、例えば、複製権、公衆送信権・伝達権、映画以外の著作物に対する譲渡権・貸与権などの権利が認められています。

学位論文を含む学術論文も、著作物として著作権法により保護されていますので、他人の著作物を論文の一部として転載する場合は、原則として著作権者の許諾を得ることが必要となります。また、本人の著作物を利用する場合であっても、著作権を学協会などに譲渡している場合は、その譲渡先の著作権者の許諾が必要となります。

このため、学位論文をインターネットにより公表する場合は、学協会や出版社など著作権者に対して、複製権・公衆送信権の許諾を得る必要があります。この対応を怠ると、利用許諾の取消しや、場合によっては損害賠償請求をされることがありますので、十分な注意が必要です。

(2) 学位論文は、学位取得後に全文を、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて公表することになります。このため、学位論文の提出に当たっては、学術雑誌の論文を引用している場合など著作権が学位申請者以外に帰属している場合や学位申請者を含む複数の者に著作権が帰属している場合、あるいは特許・実用新案への申請予定がある場合、個人情報を含む場合などは、学位申請者の責任において、著作権等の帰属する者全員や学協会・出版社等の許諾を事前に得ておかなければなりません。

(3) 主要な出版社や学協会は、査読後アクセプトされることになった「著者最終稿」を、研究者が所属する機関のリポジトリに登録・公表することを認めています。また、出版社が出版した「出版社版」の登録を認めている学術出版社もありますので、投稿規程や著作権譲渡書、出版元のWebサイト等で必ず確認してください。

なお、学位論文の全文又は一部が雑誌・図書等に掲載されている場合（予定を含む。）は、その部分は学術雑誌掲載論文と同じ扱いになりますので、注意してください。

【参考】

① 学協会の著作権ポリシー

学協会の著作権ポリシーは、次の「学協会著作権ポリシーデータベース：SCPJ」で検索することが可能です。ただし、公開条件が設定されている場合や利用許諾の申請が必要な場合、査読前論文のみ掲載を認める場合や掲載を認めない場合など、学協会により著作権ポリシーは様々で、また、掲載情報が古いこともありますので、最終的にはメールやFAX等で出版元（出版社・学会）に公表の可否について必ず確認してください。

「学協会著作権ポリシーデータベース」 <https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/page/133>

② 「大学図書館における著作権問題Q&A」 第9.1.1版

(国公立大学図書館協力委員会・大学図書館著作権検討委員会 2022.12.14)

<http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA.pdf>

③ 「機関リポジトリと著作権 Q&A」 (黒澤節男：広島大学図書館 2013.3)

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065>

④ 公益財団法人著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/index.html>

3 やむを得ない理由により学位論文の全文をインターネット上に公表できない場合の取扱い

博士学位論文は全文の公表が原則ですが、本学学位規則第13条第3項に定められているとおり、「やむを得ない理由」がある場合には申請し、所属研究科の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができます。

ただし、この場合であっても、所属研究科は、求めに応じて学位論文の全文を閲覧に供さなければなりませんので、求められた場合は本学図書館において閲覧に供することになります。また、国立国会図書館には本学から学位論文全文の電子ファイルの送付が義務付けられており、国立国会図書館内で利用に供されることになります（インターネットによる利用には供されません）。

(1) 「やむを得ない理由」とは

所属研究科（論文博士の場合は学位申請研究科。以下同じ。）がやむを得ない理由があると認める場合は、次のような場合を想定しています。

- ① 学位論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて公表することができない内容を含む場合
- ② 学位論文に、著作権保護や個人情報保護等に係る制約があり、博士の学位を授与された日から1年を超えて成蹊大学学術情報リポジトリを通じて公表することができない内容を含む場合
- ③ 次のような場合で、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて学位論文の全文を公表することで、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
 - 出版刊行されている、又は出版が予定されている場合
 - 学術ジャーナルに掲載されている、又は掲載が予定されている場合
 - 特許の申請がある、又は申請が予定されている場合

※ 「やむを得ない理由」により学位論文の全文を公表しない場合は、申請前に指導教員（論文博士の場合は事前に打合せ等を行った教員）とよく相談してください。

なお、上記①～③の理由がある場合であっても、その理由が学位取得後1年以内に確実に消滅するときは、要約の公表を希望することができません。

(2) 「やむを得ない理由」が消滅した場合

「やむを得ない理由」が消滅した場合は、学位論文の全文を、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて公表しなければなりません。このため、学位取得者は、「やむを得ない理由」の消滅の確認に努めるとともに、消滅した場合は速やかに大学に願い出ることが必要となります。

(3) 学位授与後に「やむを得ない理由」が生じたことにより、全文の公表を停止する場合

学位授与後に「やむを得ない理由」が生じたため、公表予定、あるいは既に公表済みの学位論文全文の公表を、願い出により停止することができます。この場合には、学位論文全文に代えて、「博士学位論文の要約」（学位申請時に提出する「学位論文の要旨」とは異なりますが、要約が要旨を兼ねる場合は、同じ内容のファイルで構いません）を作成し、公表することが必要となります。

※ 所属研究科がやむを得ない理由があると認める場合に限り、全文の公表を停止します。

なお、既に成蹊大学学術情報リポジトリを通じて公表している場合は、国立国会図書館等利用の停止を依頼しなければなりません。このため、実際に公表が停止されるまで、ある程度の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

4 成蹊大学学術情報リポジトリを通じた博士学位論文の公表手続

(1) 提出書類等

各研究科が定める提出書類に加え、次に掲げる電子データ及び書類を申請時に提出してください。

- ① 博士学位論文 (PDF 形式)
- ② 学位論文の要旨 (PDF 形式)
- ③ 博士学位論文インターネット公表確認書 <公表様式 1>

※ ③は、博士学位論文を、成蹊大学学術情報リポジトリを通じてインターネット公表するに当たり、著作権保護、個人情報保護、特許・実用新案申請等の観点から、これらの権利関係(著作権ポリシー等)について学位申請者自身が出版社等に事前確認した上で、必要事項を記入して提出いただくための書式です。

提出に当たっては、「両面印刷」としてください。

※ 提出を受けた電子データは、学位授与後 1 年以内(学位論文の要旨は 3 カ月以内)に成蹊大学学術情報リポジトリに登録し、インターネット公表するために使用します。また、論文の全文に代えて要約を公表する場合に、博士学位論文(全文)の電子データを国立国会図書館に送付するために使用します。

(2) 電子データの形式・作成方法等

電子データは PDF 形式としますが、長期的な可読性、保存、アクセシビリティの確保に適したファイル形式(国立情報学研究所では、PDF/A (ISO-19005) を推奨)であることが求められています。このため、次の要領に従い、電子ファイルを作成してください。

- ① 原則として、PDF/A (ISO-19005) により作成してください。

PDF/A 形式での作成ができない場合(機種やベンダーに依存する形式での作成となる場合や手書きの論文である場合など)は、教務部の学位論文担当に相談してください。

※ PDF/A 形式は、アプリケーションのバージョンにもよりますが、例えば MS-Word であれば Word 2007 以降でオプション機能として装備されていますので、使用するアプリケーションに応じ、ホームページで作成方法を確認してください。

なお、Word 2010、2013 については『電子データ「PDF/A」の作成方法について』で紹介しています。

- ② 作成に当たっては、次の点に留意してください。

- 外部情報源(外部フォント等)を参照していないこと(フォントを埋め込んだファイルとすること)
- 暗号化やパスワードの設定、印刷制限等を行わないこと(文書を開くパスワードの設定及び印刷を制限するパスワードの設定は行わないこと)

- ③ 「博士学位論文」のファイル名は、次のとおりとしてください。

- ・学位論文全文 「提出年度(西暦)【論文】申請者氏名.pdf」
- ・学位論文の要旨 「提出年度(西暦)【要旨】申請者氏名.pdf」

- ④ 提出する際の媒体は特に指定しません。メール添付(教務部各研究科担当のメールアドレス宛)、あるいは、同一の USB メモリ等に論文と要旨のファイルを保存したうえで提出してください。なお、電子データのファイルサイズが大きい場合は、ファイルを分割してリポジトリに登録することがあります。

- ⑤ 申請時に提出した電子データから内容に変更がある場合は、改めて変更後のファイルを提出してください。

- (3) 「学位論文の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」の公表
学位を授与された博士學位論文に係る「学位論文の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」は、学位授与日から3カ月以内に、成蹊大学学術情報リポジトリを通じてインターネット公表します。
- (4) 全文の公表が可能な場合
(1) ③に掲げる確認書で「全文の公表が可能」とした場合は、登録の準備ができ次第、(3)の要旨とともに、成蹊大学学術情報リポジトリに登録してインターネット公表します。
- (5) 全文の公表を留保する場合
① 学術ジャーナルに掲載予定であるが、掲載されるまでの間は、博士學位論文の全文のインターネット公表が認められない場合など、一定期間公表を留保（公表時期を延長）する場合は、(1) ③に掲げる確認書の「全文の公表を留保する理由」の適切性について所属研究科の審査を受け、承認を得なければなりません。
② ①により公表の留保を認められた者は、留保理由が消滅した時点で「博士學位論文インターネット全文公表申請書」＜公表様式2＞を作成し、速やかに大学に提出してください。
- (6) 「やむを得ない理由」により論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する場合
① 「やむを得ない理由」により要約を公表する場合は、(1) ③に掲げる確認書の「全文の公表が困難な理由」の適切性について所属研究科の審査を受け、承認を得なければなりません。
② ①により承認を受けた場合は、「学位論文の要約」（様式任意）を作成し、紙媒体1部と電子データ（PDF/A。ファイル名は「提出年度（西暦）【要約】申請者氏名.pdf」とし、メール添付（教務部各研究科担当のメールアドレス宛）、あるいは、USBメモリ等に保存したものを提出してください。
※ 「学位論文の要約」は、学位申請時に提出する「学位論文の要旨」とは異なりますが、要約が要旨を兼ねる場合は、同じ内容のファイルで構いません（「要旨」を「要約」に修正してファイルを作成してください）。
③ 要約を公表する場合であっても、学位論文の全文を本学図書館で閲覧に供する必要がありますので、その閲覧用として、『印刷製本された博士學位論文（全文）1部』を提出いただきます。
- (7) 「やむを得ない理由」が消滅した場合
「やむを得ない理由」が消滅した時点で「博士學位論文インターネット全文公表申請書」＜公表様式2＞を作成し、速やかに大学に提出してください。
- (8) 学位授与後に「やむを得ない理由」が生じたことにより、全文の公表を停止する場合
博士學位論文全文の公表を停止する場合には、次の書類等を提出してください。
① 博士學位論文インターネット全文公表停止願 ＜公表様式3＞
② 博士學位論文の要約（(6) ②参照）
- (9) 博士學位論文の印刷製本について
本学では、成蹊大学学術情報リポジトリを通じてインターネットで公表することから、要約の公表の場合を除き、印刷製本された博士學位論文（ハードカバー製本）の提出は不要とします。
なお、申請時に提出を受けた博士學位論文、学位論文の要旨やUSBメモリ等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

【成蹊大学学術情報リポジトリを通じてインターネットで公表する内容】

◎ 全文公表する場合

- ① 学位論文（全文）
- ② 学位論文の要旨
- ③ 論文審査の結果の要旨

◎ 全文公表に代えて学位論文の要約を公表する場合

- ① 学位論文（要約）
- ② 学位論文の要旨
- ③ 論文審査の結果の要旨

※ 「要約」を公表する場合であっても、学位論文全文を国立国会図書館に送付（インターネット公表を認めないことを明示）し、また、本学図書館において全文を閲覧に供することになります。

なお、「やむを得ない理由」が消滅した場合は、成蹊大学学術情報リポジトリに登録されている「要約」を「全文」に差し替えます。

博士学位論文の成蹊大学学術情報リポジトリへの登録について

（公表の義務化）

- 1 2013年4月以後に博士の学位を授与された者は、学位授与大学の協力を得て、インターネットの利用により学位論文を公表することが義務付けられましたが、本学で学位を取得した場合は、成蹊大学学位規則第13条第5項の規定に基づき、電子化された博士学位論文（以下「電子データ」といいます。）を成蹊大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」といいます。）を通じてインターネット上に公表します。

※ 成蹊大学学位規則第13条第5項

博士の学位を授与された者が行う第2項及び第3項の規定による公表は、原則として、成蹊大学学術情報リポジトリを通じて行うものとする。

（電子データの利用に係る著作権法上の同意）

- 2 電子データをインターネット上で公表するに当たっては、論文提出時点で著作権法上の複製権及び公衆送信権に同意したものと扱われます。

（電子データの利用方法）

- 3 本学は、学位取得者に代わり、電子データをサーバ上に複製し、その複製物を、リポジトリを通じて公表します。

- 4 電子データは、ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態に置きます。

- 5 電子データは、書誌的情報等により検索可能とします。

（電子データの利用条件）

- 6 本学は、電子データの利用に際し、次の事項を遵守します。

（1）著作物及びその標題の表現は改変しません。ただし、電子データが技術的環境において適切に表現できない部分は、省略又は他の代替物に置換する場合があります。また、状況により、印刷物を電子データに変換する場合があります。

（2）著作者名及び著作権の表示を行います。

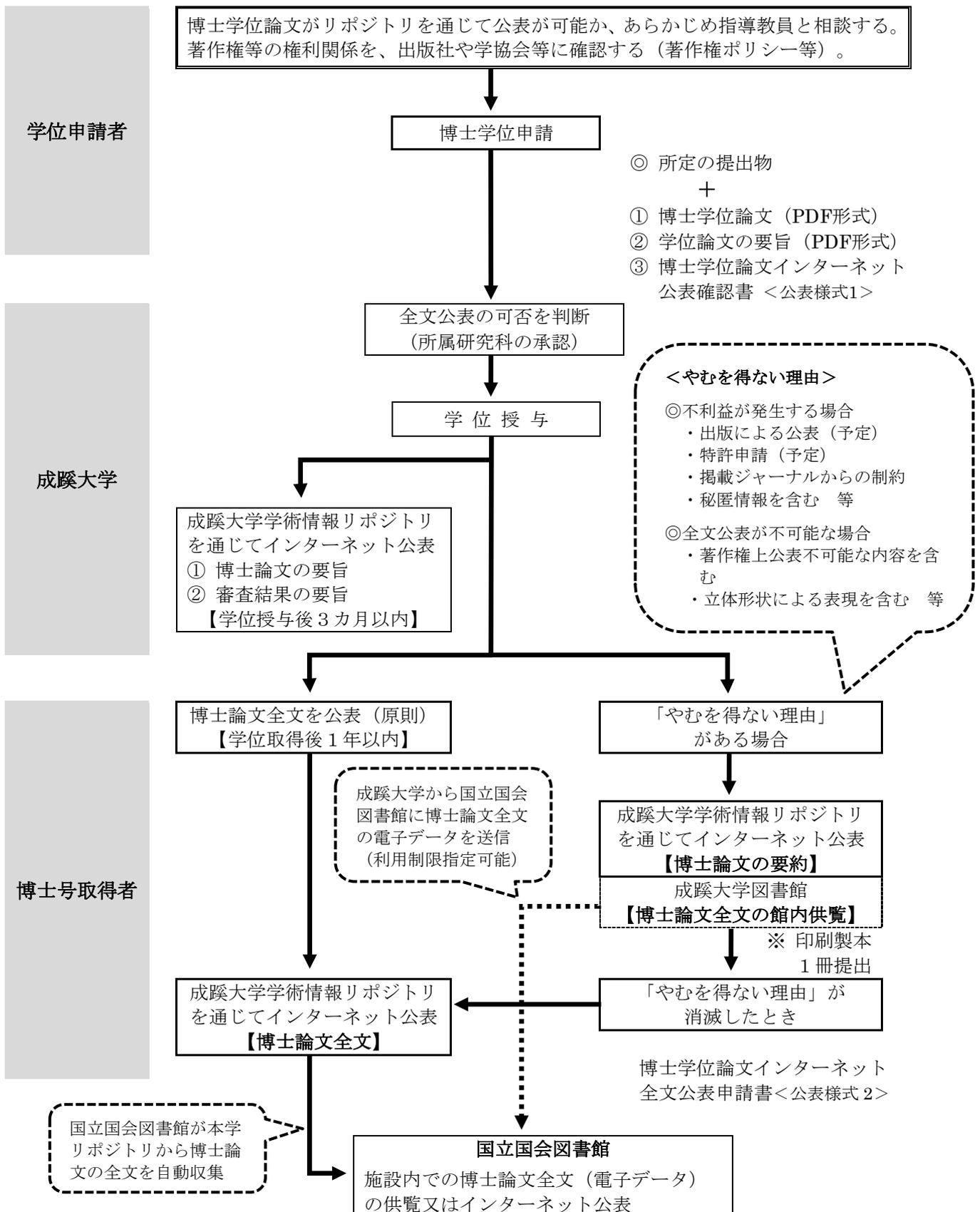
（3）利用者による電子データの複製（例えば、端末機からのプリントアウト又はダウンロード）は、個人の研究・学習・教育を目的とし、著作権法で定められた権利制限の範囲内で行うことを明示します。

- 7 リポジトリへの登録業務は、その全部を図書館が外部の委託業者に委託します。また、学位取得者において電子データの作成が困難な場合は、その作業も委託することがあります。
- 8 電子データの送信範囲は、本学学内及び学外とします。
- 9 電子データの公表可能な範囲は、学位論文全文（やむを得ない理由による要約を含みます。）とします。

なお、成蹊大学学位規則第 13 条第 1 項の規定により、学位論文の要旨及び審査の結果の要旨は本学において公表することが義務付けられていますので、同意を求めることなく、リポジトリを通じてインターネット上に公表します。

- 10 本学は、利用者が電子データを利用した結果について、その責任を負いません。
(著作権等に関する事項)
- 11 リポジトリに登録する学位論文の著作権が、学位取得者にのみ帰属している場合には、学位取得者は、電子データの利用を本学図書館に対して無償で許諾したものと扱います。
- 12 リポジトリに登録する学位論文の著作権が、学位取得者を含む複数の者に帰属している場合には、学位取得者は、電子データの利用を本学図書館に対して無償で許諾する旨の同意書を、著作権の帰属する全員からあらかじめ取得しておかなければなりません。
- 13 リポジトリに登録する学位論文の著作権が、学位取得者以外の者に帰属している場合には、学位取得者は、電子データの利用を本学図書館に対して無償で許諾する旨の同意書を、著作権の帰属する者からあらかじめ取得しておかなければなりません。
- 14 リポジトリに登録する学位論文の公表が、学位取得者以外の者の肖像権又は個人情報に関する権利と抵触する場合には、学位取得者は、肖像権又は個人情報に関する権利の帰属する者から同意書をあらかじめ取得しておかなければなりません。
- 15 リポジトリに登録する学位論文に含まれる古書資料を所蔵する者（以下「所蔵者」といいます。）がおり、電子データの公表に当たり所蔵者の同意を要する場合には、学位取得者は、所蔵者から同意書をあらかじめ取得しておかなければなりません。

<博士論文のインターネット公表に係るフロー>



※ インターネット公表後、「やむを得ない理由」が生じたことにより、全文の公表を停止する場合

- ① 博士学位論文インターネット全文公表停止願 <公表様式3>
- ② 博士学位論文の要約（PDF形式）

大学院政治学研究科・政治学専攻単位互換制度に関する協定

（制度の目的）

第1条 この協定は専攻を同じくする大学院学生の研究機会及び情報交換の場を拡充して政治学研究の質を高めるとともに、大学院間の学术交流に資することを目的とする。

（単位互換）

第2条 本協定に参加する各大学大学院政治学研究科・政治学専攻は、開講している科目を協定大学大学院政治学研究科・政治学専攻博士前期課程（修士課程）に在籍する大学院学生が履修することを相互に認め、受入れ大学院で成績を評価し当該学生が在籍する大学院で単位を認定する。

2 各大学院政治学研究科・政治学専攻は、他大学院学生が履修する単位の（一人あたりの）上限を設けることができる。

3 各大学院政治学研究科・政治学専攻は、第1項認定単位を当該大学院学生の在籍する課程の修了に必要な単位として認定する。ただし、他大学院における履修によって修得できる単位数の上限は、在籍する大学院の定めるところによる。

（履修願い）

第3条 受入れ側大学院の設置する科目の履修を希望する大学院学生は、特別履修願いにより、在籍する大学院政治学研究科・政治学専攻並びに受入れ側大学院政治学研究科・政治学専攻及び当該科目担当教員の許可を受けなければならない。ただし、各大学院の授業担当教員は、当該年度における適正な授業規模の維持などの理由がある場合には、他大学院からの履修希望者の受入れを許可しないことがある。

（履修手数料）

第4条 履修願いが許可された大学院学生は、受入れ事務に関する手数料が必要とされる場合には、受入れ先の大学院に所定の手数料を納入しなければならない。

（履修要綱等の交換）

第5条 各大学院の政治学研究科・政治学専攻は、履修要綱、授業時間割表およびシラバス等履修に必要な資料を、原則として毎年3月末までに各協定校に送付する。

（図書館の利用）

第6条 受入れ側大学院は、この協定に基づき履修を認めた大学院学生の図書館利用に関し便宜をはかる。

（事務手続き）

第7条 本協定に関する事務手続きは、協定大学院の事務局間で取り扱う。

付 則

本協定は、別表に記載する7大学大学院政治学研究科・政治学専攻の参加によって、2000年4月1日から施行する。

なお、施行以後新たに参加を希望する大学院研究科・専攻がある場合は、協定参加大学院政治学研究科・政治学専攻の協議によりこれを認める。

（別表）

学習院大学大学院政治学研究科
成蹊大学大学院法学政治学研究科政治学専攻
中央大学大学院法学研究科政治学専攻
日本大学大学院法学研究科政治学専攻
法政大学大学院社会科学研究科政治学専攻
明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻
立教大学大学院法学研究科政治学専攻

○教員組織

2025年4月1日現在

法律学専攻

担当者	専門	担当者	専門
教授 法修 吾妻 聡	法社会学	教授 法博 新村 とわ	憲法
教授 法博 北川 徹	商法	教授 法博 羽賀 由利子	国際私法
教授 法修 北島 典子	民事手続法	教授 原 昌登	労働法
教授 法博 金 光旭	刑事法	教授 法博 藤井 樹也	憲法
教授 法博 佐藤 陽子	刑法	教授 法博 湯原 心一	商法
教授 法博 佐藤 義明	国際法	准教授 法務博(専門職) 神田 雅憲	刑事手続法
教授 法修 塩澤 一洋	民法 著作権法	准教授 法博 穴戸 聖	経済法
教授 法博 高橋 脩一	比較法	准教授 史彦	民法
教授 法博 武田 真一郎	行政法	講師 法務博(専門職) 福藺 晴也	民法
教授 法博 建部 雅	民法		

政治学専攻

担当者	専門	担当者	専門
教授 経済修 浅羽 隆史	財政学	教授 政治博 平石 耕	西洋政治思想史
教授 学術博 今井 貴子	比較福祉政治	教授 法博 光田 剛	東洋政治史
教授 法修 遠藤 誠治	国際政治学	教授 法博 宮崎 悠	国際政治史
教授 法修 空井 護	政治過程論	教授 社会修 李 静和	政治文化論
教授 法修 西村 美香	行政学	教授 学術博 李 セボン	日本政治思想史
教授 法博 西山 隆行	アメリカ政治外交論	准教授 学術博 帶谷 俊輔	国際関係論 グローバルスタディーズ
教授 哲学博 野口 雅弘	現代政治理論		

学際分野担当

担当者	専門
教授 政治博 瀬戸 一夫	科学基礎論

2025年度 法学政治学研究科 開講科目一覧表

※履修希望者の有無により、開講科目に変更が生じる場合があります。

講義コード	講義名	担当教員	講義期間
206900100	憲法特殊研究Ⅰ	新村 とわ	前期
206900200	憲法基本研究Ⅰ	藤井 樹也	通年
206900900	行政法特殊研究Ⅱ	武田 真一郎	後期
206901300	民法特殊研究Ⅰ	建部 雅	前期
206901400	民法基本研究Ⅰ	淵 史彦	通年
206901450	民法基本研究Ⅰ	塩澤 一洋	通年
206901500	民法特殊研究Ⅱ	建部 雅	後期
206901600	民法基本研究Ⅱ	塩澤 一洋	通年
206902000	商法特殊研究Ⅰ	湯原 心一	後期
206902200	商法特殊研究Ⅱ	北川 徹	後期
206902800	刑法基本研究Ⅰ	佐藤 陽子	通年
206902900	刑法特殊研究Ⅱ	金 光旭	後期
206903500	民事訴訟法基本研究Ⅱ	北島 典子	通年
206903610	刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	神田 雅憲	前期
206903700	国際法特殊研究	佐藤 義明	後期
206904000	労働法特殊研究Ⅰ	原 昌登	後期
206904100	労働法基本研究Ⅰ	原 昌登	通年
206904200	労働法特殊研究Ⅱ	原 昌登	後期
206904300	労働法基本研究Ⅱ	原 昌登	通年
206905800	国際私法特殊研究	羽賀 由利子	後期
206906000	経済法特殊研究	穴戸 聖	後期
206906500	法社会学特殊研究	吾妻 聡	前期
206906800	知的財産権法基本研究Ⅰ	塩澤 一洋	通年
206930500	政治学基本研究Ⅲ	野口 雅弘	通年
206930600	政治学史特殊研究	野口 雅弘	後期
206930700	政治学史基本研究Ⅰ	平石 耕	通年
206930800	政治学史基本研究Ⅱ	野口 雅弘	通年
206931000	日本政治思想史基本研究	李 セボン	通年
206931400	西洋政治外交史特殊研究Ⅰ	宮崎 悠	前期
206932100	国際政治基本研究Ⅰ	帯谷 俊輔	通年
206932190	国際政治特殊研究Ⅱ	光田 剛	後期
206932195	国際政治特殊研究Ⅱ	遠藤 誠治	後期
206932400	アメリカ政治外交史特殊研究	西山 隆行	前期
206932700	行政学基本研究Ⅰ	西村 美香	通年
206933200	政治社会学特殊研究Ⅰ	李 静和	前期
206933900	比較福祉政治論基本研究	今井 貴子	通年
206934000	財政学特殊研究	浅羽 隆史	後期
206960160	学際分野特殊研究（科学の考え方Ⅰ）	瀬戸 一夫	月4限(前期)
206960170	学際分野特殊研究（科学の考え方Ⅱ）	瀬戸 一夫	月4限(後期)
201000750	学際分野特殊研究（原子核のエネルギー）	青柳 里果	金5限(後期)
201000800	学際分野特殊研究（データの科学）	竹之内 高志	火2限(後期)
	研究指導Ⅰ～Ⅴ（法律）	各指導教員	通年
	研究指導Ⅰ～Ⅴ（政治）	各指導教員	通年